(令和6年12月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業の人材確保を図るため、中小企業事業主が行う新戦力の確保に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、「中小企業事業主」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 中小企業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中 小企業者をいう。以下同じ。)
  - (2) 中小企業者以外の事業主で、次のいずれにも該当する者
    - ア 常時使用する従業員の数が100人以下であること。
    - イ 法人格を有すること。
    - ウ 国、地方公共団体その他これらに類する団体ではないこと。

(補助金の交付)

- 第3条 補助金は、中小企業事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、 毎年度予算の範囲内で交付する。
  - (1) 本市の区域内に事業所を有していること。
  - (2) 雇用保険の適用事業主であること。
  - (3) 労働関係法令を遵守していること。
  - (4) 暴力団(金沢市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しないこと。
  - (5) 本市が行う啓発事業に協力すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業事業主には補助金を交付しない。
  - (1) 市税を完納していない者
  - (2) 当該補助金の交付の対象となる経費に関し、他の補助制度による補助金その他これ に準ずるものの交付を受けた者

(補助金の対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる費用(以下「対象経費」という。)は、人材採用を目 的とする経費であって次の各号のいずれかの経費のうち、市長が適当と認める経費とす る。
  - (1) 採用動画及び電子版採用パンフレット(電子媒体により閲覧が可能なものをい う。) の制作に要する費用(市内に事業所を有する事業主へ外注して制作する場合の 費用に限る。)
  - (2) 工場見学者に対する説明資料の作成に要する費用
  - (3) 工場見学者の送迎に伴うバス借上に要する費用
  - (4) 工場見学者に対する説明に用いる備品及び消耗品の購入に要する費用 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、一の中小企業事業主につき対象経費の合計額に2分の1を乗じて 得た額(この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その 額は、500,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業事業主は、毎年度市長が別に定める日までに市長が別に定める必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、1年度当たり一の中小企業事業主につき1回限りとする。 (雑則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。